

事務連絡
令和3年4月27日

都道府県
指定都市
中核市

子どもの貧困対策担当主管部局
児童福祉主管部局・ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障害保健福祉部局
介護保険担当主管部局

御中

都道府県・指定都市教育委員会担当事務主管課

内閣官房孤独・孤立対策担当室
内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

大型連休中の孤独・孤立対策としての子ども食堂の運営等について

今般、令和3年4月23日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）についても緊急事態宣言を踏まえた改訂が行われています。

基本的対処方針においては、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくための統一的指針が示されると同時に、「社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活」等、新型コロナウイルス感染症対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、政府は、地方公共団体と連携し、適切な支援を行うこととされています。

孤独・孤立対策の一環としては、令和3年2月26日及び同年3月22日付け事務連絡において、子ども食堂等は、新型コロナウイルス感染症の影響により人との接触機会が減っており、それが長期化することで社会的な孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される状況下において、感染防止に配慮しつつ、社会的な孤独・孤立を防ぎ、人と人とのつながりを守る活動として推進していくべきものであること、また、令和2年度第3次補正予算及び予備費において子ども食堂等が活用できるようになった施策等について、お知らせしたところです。

上記を踏まえ、各都道府県におかれては、学校等が休校となる大型連休（いわゆるゴールデンウィーク）中においても、引き続き、衛生主管部（局）とも御相談いただきながら、地域の感染状況を踏まえつつ、徹底した感染防止対策を講じることを前提として、子どもの居場所の確保への御配慮をお願いします。

また、社会的な孤独・孤立を防ぎ、支援が必要な方を子ども食堂の活動につなげていくためにも、これまで累次の事務連絡においてお示ししてきた通り、感染拡大の防止に向けた留意点や活用可能な政府の支援策、公民館などの社会教育施設等の利用などを参考に、下記の支援策についても御活用いただきますよう御検討いただくとともに、個別の子どもの情報を多く保有する地方公共団体と子ども食堂の運営者等との連携協力も重要であり、併せて、子ども食堂の広報等について格別の配慮をお願いします。

なお、このことについて、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（特別区を含み、指定都市を除く。）教育委員会に対し周知をお願いします。また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

記

1 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援について

(1) 子ども食堂への食材提供について

農林水産省において、令和2年度第3次補正予算で「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」を措置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国産農林水産物等を、子ども食堂等へ提供する際の食材費や輸送費等を支援しています。

本事業では、令和3年4月15日まで第2次募集を実施していたところですが、第2次募集、新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、同年5月中旬より第3次募集を実施することとし、日程の概要を予め公表しています。

具体的な日程が確定次第、末尾の事務局ホームページや農林水産省のホームページで改めて御案内しますので御参照ください。

公募期間：令和3年5月中旬～同年6月中旬

採択通知・割当内示時期：令和3年6月中下旬

事業実施期間：令和3年7月上中旬（交付決定後）～同年9月末

(販路多様化事務局ホームページ)

<https://hanrotayouka.jp/>

(農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tayouka/201216.html>

(2) フードバンクへの支援について

生活困窮者や子ども食堂等へ食品を届きやすくするため、フードバンクにおいて未利用食品の受入れ・提供体制を拡大するために必要となる、①運搬用車両、②一時保管用倉庫（冷蔵庫・冷凍庫を含む。）、③入出庫管理機器等の賃借料について、全てのフードバンクを対象に、補助率10/10で支援することとしています。本事業については、募集の期限を12月末まで延長し、公募を実施中です。事業に関する詳細は、以下の該当ホームページを御覧頂きますようお願い申し上げます。

事業実施期間：令和3年1月8日（金）～同年12月31日（金）

（農林水産省フードバンク支援事業ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html

（3）子ども食堂等に対する政府備蓄米の無償交付について

農林水産省において、子ども食堂等が食育の一環としてごはん食の提供を行い、学校給食の補完機能を果たす取組がみられるなど、その役割が再認識されたことから、昨年5月から食育に取り組む子ども食堂等を対象に政府備蓄米の無償交付を行っています。

令和3年度は、子ども食堂1団体当たりの交付数量の上限を年間60kgから90kgに引き上げることとしたところです。

子ども食堂等から農林水産省への申請期間は、令和3年4月1日（木）～同年5月14日（金）とし、これ以降の申請期間（予定）は、（ア）7月～8月中旬、（イ）10月～11月中旬、（ウ）令和4年1月～2月中旬とし、交付決定後、順次配送を行います。なお、8～9月は、夏季の品質劣化を回避するため、配送を行いません。また、申請手続等は、以下のホームページを御覧いただくようお願いいたします。

（農林水産省ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

（4）地域子供の未来応援交付金について

内閣府において、「地域子供の未来応援交付金」により、子ども食堂等の居場所づくり事業といった、地域における総合的な支援体制の確立に向けた地方自治体の取組を支援しています。

本交付金について、時限的に、地方自治体が、子ども食堂などの子供の居場所づくりなどをNPO法人等へ委託した場合に、国の補助率を1/2から3/4に引き上げることとしました。3月26日から申請を受け付けています。

また、地方自治体が行う子ども食堂等の広報等に係る経費については、本交付金の「子供等支援事業」（補助率1/2）により支援しています。

（内閣府ホームページ）

「地域子供の未来応援交付金の概要（つながりの場づくり緊急支援事業）」

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/torikumi/koufukin/index.html>

2 教育関係部局との連携による子ども食堂の情報の周知について

文部科学省より、別添5「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業等の活用及び福祉部局との連携による子ども食堂の情報の周知等について」（令和3年3月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）の通り、教育関係部局においては、福祉部局とも積極的に連携の上、困難を抱える子ども達を含む様々な子ども達やその保護者に対し、地域の子ども食堂の情報が行き届くよう、必要な取組を行うことが求められているところです。

福祉部局においても、地域が一体となって子ども達の成長を支援していくた

め、教育関係部局とも連携することが重要であると考えられることから、積極的に御協力いただくようよろしくお願いいたします。

【参考資料】

(別添1) 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業

(別添2) フードバンク支援

(別添3) 子ども食堂等に対する政府備蓄米の無償交付

(別添4) 地域子供の未来応援交付金

(別添5) 「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業等の活用及び福祉部局との連携による子ども食堂の情報の周知等について」(令和3年3月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

※子ども食堂等に関する過去の事務連絡は以下の一覧を御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09853.html

【照会先】

(記1 (1) 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業)

農林水産省大臣官房政策課国産農林水産物等販売促進チーム

電話：03-6744-2089 (内線 3089)

(記1 (2) フードバンク支援)

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品ロス削減・リサイクル班

電話：03-6744-2066 (内線 4319)

(記1 (3) 子ども食堂等に対する政府備蓄米の無償交付)

農林水産省政策統括官付穀物課米麦流通加工対策室

電話：03-3502-7950 (内線 4239)

(記1 (4) 地域子供の未来応援交付金)

内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付

電話：03-5253-2111 (内線 38222、38218)

(本事務連絡へのお問い合わせ)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

電話：03-3595-2504 (内線 4867)

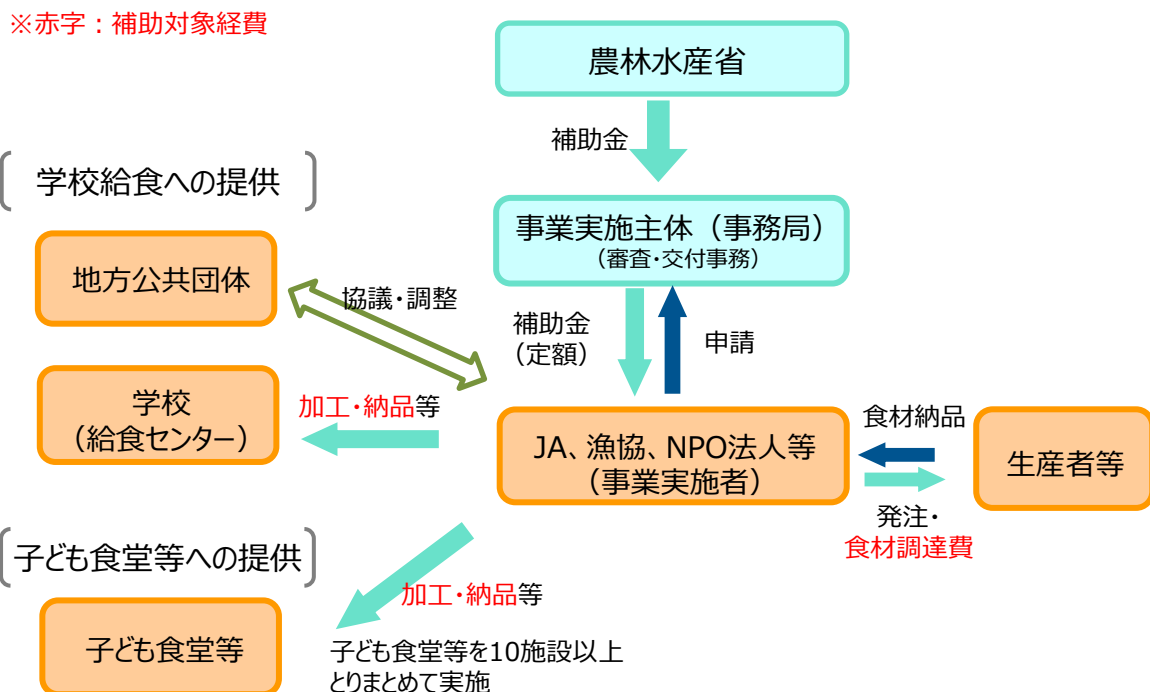
国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち 4 学校給食・子ども食堂等への食材提供

支援対象経費・補助率

学校給食・子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等
⇒定額（実費相当額）

事業の流れ

※ここには、事業実施者の一例を記載しておりますが、生産者等、実需者等と形成するコンソーシアムや子ども食堂の運営団体を含め、幅広い者が事業実施者になることができます。詳細は実施要領等をご確認下さい



留意点

- ・支援対象は、対象農林水産物等やその生産活動についての理解増進に資する取組を行う学校給食、幼稚園、保育園、学童保育、子ども食堂及び子ども宅食の子ども世代への食材の提供です。
- ・1取組当たりの補助上限は1億円（子ども食堂等への提供は3,000万円）、下限は100万円（子ども食堂等への提供は50万円）です。
- ・1施設当たりの提供回数は各施設2回、各回1人あたりの対象農林水産物等の食材の調達上限単価は1,000円です。
※提供回数上限の各施設2回は、出し手（事業実施者）ベースでカウント

＜対策のポイント＞

今回の緊急事態宣言の再発令の影響で、子ども食堂や生活困窮者等へ食品を届きやすくすることが課題となっており、子ども食堂等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割が重要となっていることから、**フードバンクに対して、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援**します。

＜事業の内容＞

- フードバンクに対して、子ども食堂等向けの**食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援**。

《対象経費》

食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる、

- ① 運搬用車両
- ② 一時保管用倉庫（冷蔵庫・冷凍庫を含む。）
- ③ 入出庫管理機器等
の賃借料

《補助率》 定額（補助上限額500万円）

《補助対象期間》 令和3年1月8日～12月31日

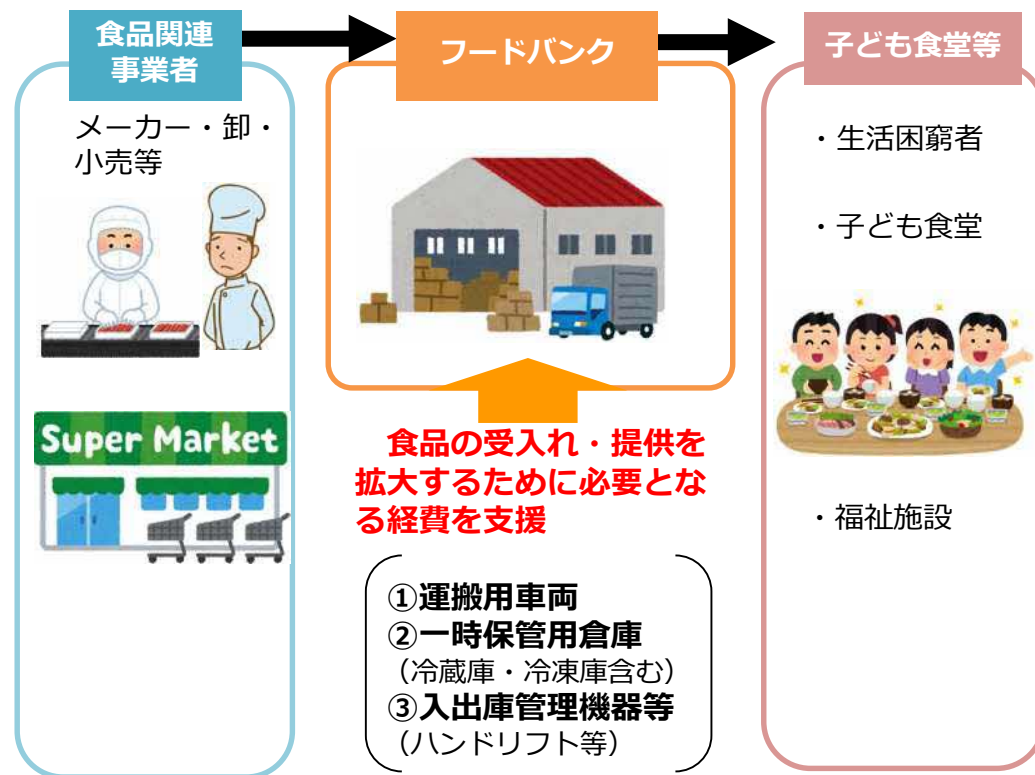
《要件》

- ・「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表）に基づく又は準じた食品の取扱いを行っていること。
- ・緊急事態宣言による影響を受けて、子ども食堂等への食品の提供の拡大を図るため、食品の受入れ・提供体制の追加的な整備に取り組む計画を有すること。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



政府備蓄米の無償交付(子ども食堂等、子ども宅食への支援)【令和3年度】

背景・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、学校給食の補完機能を果たす「子ども食堂等」に加え、子ども食堂が集まりにくい中で、子育て家庭に食材を届ける「子ども宅食」の取組が拡大しています。
- 従前より政府備蓄米を活用して学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、子ども食堂等や子ども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援します。



事業内容

【子ども食堂等】

- ごはん食を提供する子ども食堂等(食事提供団体)の取組に交付。
- 食事提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことが条件。(食事提供団体ごとに、90Kg/年間を上限に交付)

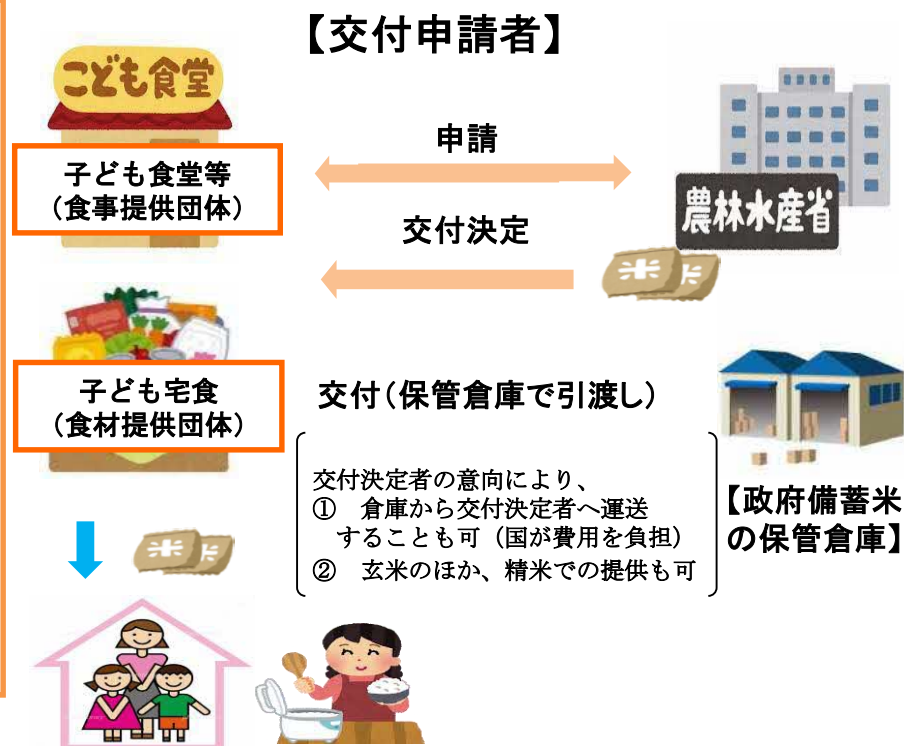
【子ども宅食】

- 食材提供を希望する子育て家庭に、政府備蓄米と他の食材を併せて、直接配付を行う団体(食材提供団体)に交付。
- ごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなど活用し、子育て家庭に対して、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うことが条件。(食材提供団体ごとに、300Kg/年間を上限に交付)
- 交付対象者 ※以下の要件を満たした団体

- ・「都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭の情報を基に活動をしている団体」又は「公的支援を受けている団体」
- ・「子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を行っている団体」

申請方法

- 農林水産省に直接申請。
- 依頼を受けた団体が交付申請書を取りまとめて提出することも可能。(交付申請者は、食事提供団体、食材提供団体です。)



本事業の内容については、以下の担当まで直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】政策統括官付穀物課消費流通第1班
(ダイヤルイン：03-3502-7950)

「地域子供の未来応援交付金」の拡充（つながりの場づくり緊急支援）

地方自治体による多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し二一スに応じた支援を適切に行うための取組を支援する
 地域子供の未来応援交付金の支援を拡充し、コロナ禍の中で子供が社会的孤立的に陥らないよう、子ども食堂など子供たち
 と「支援」を結びつけるつながりの場をNPO等へ委託して整備する地方自治体へ緊急支援を行う。

内閣府

地方自治体

既存の支援事業

実態調査・計画策定

- ・補助率：1/2
- ・補助基準額（補助対象事業費の上限）：300万円（①②の合計）

①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握
- ・地域の資源量（支援を行う民間団体の状況等）の把握

②支援体制の整備計画策定

- ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県だけでなく、市町村に対しても計画策定が努力義務化

子供等支援事業

- ・補助率：1/2
- ・補助基準額：最高1,500万円（①②の合計）、最高300万円（③）

①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーデイネーター事業
- ・アウトリーチ支援
- ・子供の居場所づくり事業等

②連携体制の整備

- ・自治体内部（福祉部門・教育部門）、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

③研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

緊急支援事業

つながりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率：3/4
- ・補助基準額：委託団体当たり125万円

子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくり※などをNPO等に委託し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業（委託費が総事業費の8割以上の場合に限る。）

- ※ア 子ども食堂やフードパントリー・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業
- イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
- ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーデイネーターの配置など子供等を行政等の必要な支援につなげる事業
- エ その他上記に類する事業

※自治体からNPO等への委託内容に、支援対象の貧困家庭の子供に対して生理用品を提供することを含めた場合にも、補助対象になる。

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業等の活用や、福祉部局との連携による地域の子ども食堂の情報の周知等により、子供たちの「食」の充実に取り組んでいただきますようよろしくお願いします。

事務連絡
令和3年3月18日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業等の活用及び
福祉部局との連携による子ども食堂の情報の周知等について

子供たちの心身の健全な発達にとって、学校給食を含め、栄養バランスのとれた食事は非常に重要です。このため、学校給食の充実や食事の提供に関する事業等について、下記のとおり周知しますので、各学校設置者におかれては、その活用等について検討いただきますようよろしくお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対して、各指定都市教育委員会学校給食主管課及び附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業等の活用について

本事業については、令和3年2月12日付け事務連絡において協力依頼をさせていただいたところですが（別添1）、このたび、農林水産省より、2次公募に係る協力依頼がありました（別添2）。

本事業により、学校給食に、例えば、地元の和牛や水産物等を提供すること等も可能であり、子供たちの地元食材や国産食材に対する関心を高める機会にもつながるものと考えられます。

各学校設置者におかれては、農林水産省からの協力依頼の記載内容を参照い

ただき、都道府県農林水産関係部局や農林漁業団体等の事業実施者から、国産農林水産物等の学校給食への提供の相談があった場合には、学校給食や食育指導の充実等の観点から、給食メニュー内容や日程の調整等について御協力いただきますようお願いいたします。

なお、農林水産省においては、学校給食や子ども食堂等、子ども宅食で使用する米の一部について政府備蓄米を無償交付しております（米粉パン等用も含まれます。）。

◎農林水産省HP（学校給食用等政府備蓄米交付について）

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

2. 福祉部局との連携による子ども食堂の情報の周知及び子供たちの食生活や栄養摂取の状況等の把握について

昨今、地域のボランティアが子供たちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組（子供に限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。）が、「子ども食堂」等の名称で各地にて開催されています。

年度末に向けて、多くの学校が春季休業を迎えますが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う家計の急変等により、家庭において、十分な食事を摂ることができない子供が出てくることも考えられます。子供たちへの食事の提供等については、例えば、地域の子ども食堂の情報を周知すること等も有用であると考えており、既に「子ども食堂の活動に関する福祉部局との連携について」（平成30年7月5日付け生涯学習政策局長・初等中等教育局長連名通知）（別添3）において、福祉部局とも積極的に連携するよう通知しております。

各学校設置者におかれては、今一度、当該通知の内容を御確認いただくとともに、福祉部局とも積極的に連携の上、困難を抱える子供たちを含む様々な子供たちやその保護者に対し、地域の子ども食堂の情報が行き届くよう、必要な取組をお願いいたします。

なお、地域の子ども食堂に関する情報については、各地方公共団体の福祉部局等が把握している場合のほか、例えば、すべての子ども食堂の情報が掲載されているわけではありませんが、以下の子ども食堂ネットワークのHPで検索することができますので、参考にお知らせします。

◎子ども食堂ネットワーク

<http://kodomoshokudou-network.com/>

また、各学校においては、学級担任や栄養教諭、養護教諭等が連携し、子供たちの食生活や栄養摂取の状況等にしっかりと注意を向けていただくとともに、子供たちに対して必要な支援が行われるよう、関係機関とも連携しつつ、適切に取り組んでいただくようよろしくお願いします。

【本件連絡先】

(学校給食・食育等について)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校給食係

電話:03(5253)4111 (内線 2694)

(国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業について)

農林水産省大臣官房政策課

電話:03(6744)2089 (内線 3089)

(政府備蓄米について)

農林水産省政策統括官付穀物課

電話:03(3502)8111 (内線 4239)

事務連絡
令和3年2月12日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業について（協力依頼）

標記について、農林水産省から別添のとおり協力依頼がありました。

本事業により、学校給食に、例えば、地元の和牛や水産物等を提供すること等も可能であり、子供たちの地元食材や国産食材に対する関心を高める機会にもつながるものと考えられます。

については、各学校設置者におかれては、別添の農林水産省からの協力依頼の記載内容を参照いただき、都道府県農林水産関係部局や農林漁業団体等の事業実施者から、国産農林水産物等の学校給食への提供の相談があった場合には、学校給食や食育指導の充実等の観点から、給食メニュー内容や日程の調整等について御協力いただきますようお願いいたします。

これらのことについて、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対して、各指定都市教育委員会学校給食主管課及び附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事業に関するお問合わせについては、別添に記載の販路多様化事業事務局（事業実施主体）宛てに御連絡いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校給食係
電話:03(5253)4111（内線2694）
E-Mail:shoku@mext.go.jp

事 務 連 絡
令 和 3 年 2 月 12 日

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 御中

農林水産省大臣官房政策課

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業の周知について（協力依頼）

当省では、令和3年1月28日に成立した令和2年度3次補正予算において、「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」を措置しています。本事業において1次補正予算「国産農林水産物等販売促進緊急対策事業」に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国産農林水産物等を学校給食等へ提供する際に必要な食材費等を支援することとしています。1次補正予算では、事業を活用して地元の和牛や水産物等が学校給食に無償で提供され、子ども達の国産食材への関心を高める機会にもなったとの声をいただいております。3次補正予算でも同様の事業を行うこととしたところです。

現在、事務局が

①公募期間：令和3年2月9日(金)から22日(月)

②事業実施期間：令和3年3月上旬から同年3月26日(金)

として事業を公募中です。事業の詳細は当省ホームページ（下記URL）にて公開しております。また、別紙に事業イメージ図を添付していますのでご参照ください。

貴省におかれましては、各学校設置者に対して上記内容について周知をいただけるようお願いいたします。

- ・ 農林水産省ホームページURL
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tayouka/201216.html>
- ・ 販路多様化事業事務局ホームページURL
<https://hanrotayouka.jp/>

また、1次補正予算では、各都道府県教育委員会学校給食主管課が学校設置者に対する希望調査を行い、都道府県でその結果をとりまとめて申請することとしておりましたが、3次補正予算では、一律の希望調査、都道府県による要望の取りまとめは行いません。このため、各学校設置者におかれましては、事業実施者（都道府県農林水産関係部局や農林漁業団体等）から公募期間中に学校給食への提供のご相談がある可能性がありますので、その場合には、給食メニュー内容や日程の調整等

にご協力いただきたいと考えています。なお、本公募については、申請内容の審査の結果、不採択となる可能性もございます。このため、学校給食に活用する際は、不採択時の場合の食材提供及び費用等も含めて、各学校設置者と事業実施者との間で充分協議いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

令和2年度国産農林水産物等
販路多様化緊急対策事業事務局

電話:0570-030525

E-Mail:info@hanrotayouka.jp

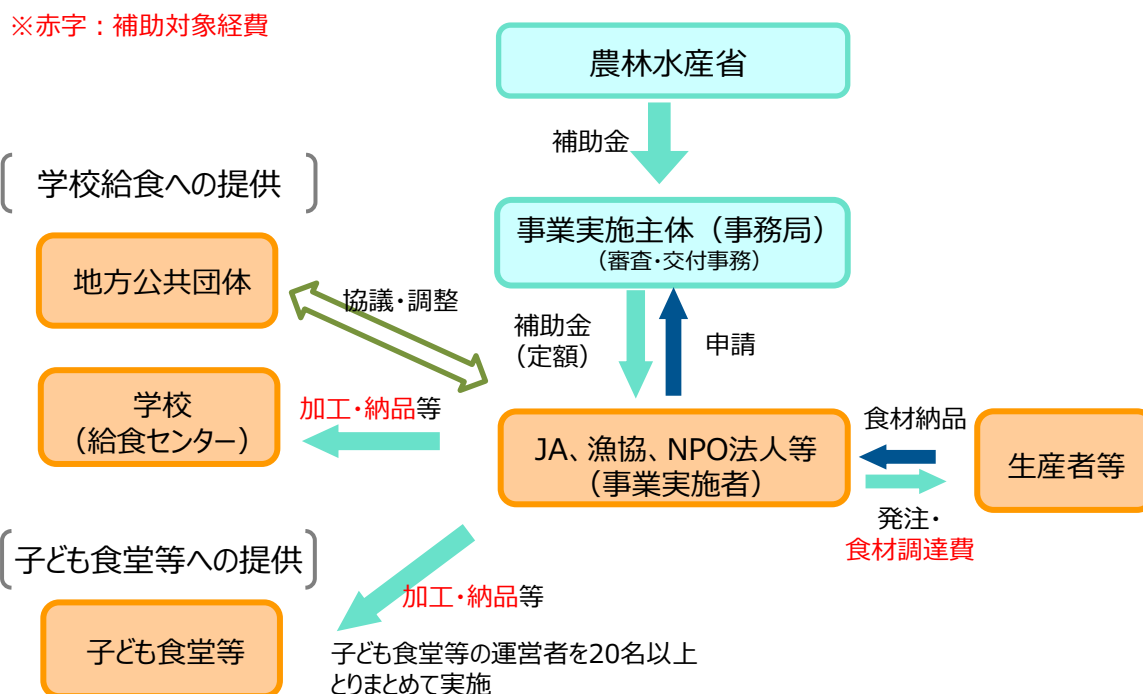
国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち 4 学校給食・子ども食堂等への食材提供

支援対象経費・補助率

学校給食・子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等
⇒定額（実費相当額）

事業の流れ

※ここには、事業実施者の一例を記載しておりますが、生産者等、実需者等と形成するコンソーシアムや子ども食堂の運営団体を含め、幅広い者が事業実施者になることができます。詳細は実施要領等をご確認下さい



留意点

- ・支援対象は、対象農林水産物等やその生産活動についての理解増進に資する取組を行う学校給食、幼稚園、保育園、学童保育、子ども食堂及び子ども宅食の子ども世代への食材の提供です。
- ・1取組当たりの補助上限は1億円（子ども食堂等への提供は3,000万円）、下限は100万円です。
- ・1施設当たりの提供回数は各施設2回、各回1人あたりの対象農林水産物等の食材の調達上限単価は1,000円です。

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 17 日

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 御中

農林水産省大臣官房政策課

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業の周知について（協力依頼）

令和2年度3次補正予算において措置した「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」について、令和3年2月12日付け事務連絡において周知の協力を依頼したところですが、今般2次公募を行うこととなりました。2次公募のスケジュールは下記のとおりです。

① 公募期間：令和3年3月17日(水)から同年4月15日(木)

② 事業実施期間：令和3年4月中下旬から同年7月31日(土)

事業の詳細は当省ホームページ（下記URL）にて公開しております。また、別紙に事業イメージ図を添付していますのでご参照ください。

貴省におかれましては、各学校設置者に対して上記内容について周知をいただけるようお願いいたします。

・農林水産省ホームページURL

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tayouka/201216.html>

・販路多様化事業事務局ホームページURL

<https://hanrotayouka.jp/>

また、先日の事務連絡内容の再掲となりますが、下記ご留意いただけるようお願いいたします。

1次補正予算「国産農林水産物等販売促進事業」では、各都道府県教育委員会学校給食主管課が学校設置者に対する希望調査を行い、都道府県でその結果をとりまとめて申請することとしておりましたが、3次補正予算では、一律の希望調査、都道府県による要望の取りまとめは行いません。このため、各学校設置者におかれましては、事業実施者（都道府県農林水産関係部局や農林漁業団体等）から公募期間中に学校給食への提供のご相談がある可能性がありますので、その場合には、給食メニュー内容や日程の調整等にご協力いただきたいと思います。なお、本公募については、申請内容の審査の結果、不採択となる可能性もございます。このため、

学校給食に活用する際は、不採択時の場合の食材提供及び費用等も含めて、各学校設置者と事業実施者との間で充分協議いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

令和2年度国産農林水産物等

販路多様化緊急対策事業事務局

電話:0570-030525

E-Mail:info@hanrotayouka.jp

(R3.3.17)

令和2年度第3次補正予算

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業

250億円

農林水産省

補助金

補助事務局
(事業実施主体)

- ・事業実施者の募集
- ・審査・交付事務
- ・事業内容の周知

民間団体等（事業実施者）

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「価格、在庫量、販売額又は販売量が**2割以上**低下又は増加した国産農林水産物等」（「対象農林水産物等」。**品目限定なし**）を活用した以下の4つの取組を支援します。
- ・事業実施者は、**販路多様化等に資する新たな取組を実施**することとします。

1. インターネット販売

2. テイクアウト・デリバリー等の活用

3. 創意工夫による多様な販路の確立

4. 学校給食、子ども食堂等への食材提供

Q&A

(Q1) 「2割」はどのように算出すれば良いですか。

(A1) 令和2年10月以降の任意の1か月以上の価格等を過去平均と比較して算出します。出荷伝票や在庫証明書など客観的な証明書類を提出していただく必要があります。

(Q2) 「新たな取組を実施」とはどのようなことですか。

(A2) 令和2年10月以降に上記の1～3に掲げる取組を新たに実施することとします。既に取り組んでおられる方は、本事業の対象農林水産物を活用した新メニューを取り扱う、特設ページを新設するなど、販路多様化に資する工夫を新たに講じることとします。なお、「4. 学校給食、子ども食堂等への提供」においては、「新たな取組」は求めないこととします。

(Q3) 補助対象単価はありますか。

(A3) 補助対象単価の上限は、過去5年のうち最高と最低を除いた3年を平均した額とします。

(Q4) 事前着手はいつから可能ですか。

(A4) 交付決定後の事業着手が基本ですが、出荷時期が限定されているなど、早期の事業実施が事業目的実現のために必要な場合には、緊急事態宣言が再発令された1/8以降の取組開始が可能です。この場合、早期の事業実施が必要となった理由を具体的に説明していただく必要があり、また、全ての取組が採択されるとは限らないため、交付決定前に生じた損失は自らの責任とすることを了知の上、事業を開始していただくものとします。

(Q5) 1次募集と2次募集の変更点は何ですか。

(A5) 「4. 学校給食と子ども食堂への食材提供」において、より幅広い方にご活用頂けるよう要件を緩和しています。詳細は最終頁をご覧ください。

今後の予定等（2次公募）※1次公募は終了しました。

公募期間：令和3年3月17日（水）～同年4月15日（木）中

採択通知・割当内示時期：令和3年4月下旬

事業実施期間：令和3年4月下旬（交付決定後）～同年7月31日（土）

※2次公募は、令和2年度補正予算に基づいて行うものであるため、農林水産省と財務省との繰越協議の結果に応じて、事業内容等の変更があり得ることにご留意願います。また、今後の申請状況や社会情勢等を踏まえ、日程は変更されることがございます。

販路多様化事務局ウェブサイト <https://hanrotayouka.jp>

事務局お問合せ先 TEL:0570-030525、mail: info@hanrotayouka.jp

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち 4 学校給食・子ども食堂等への食材提供

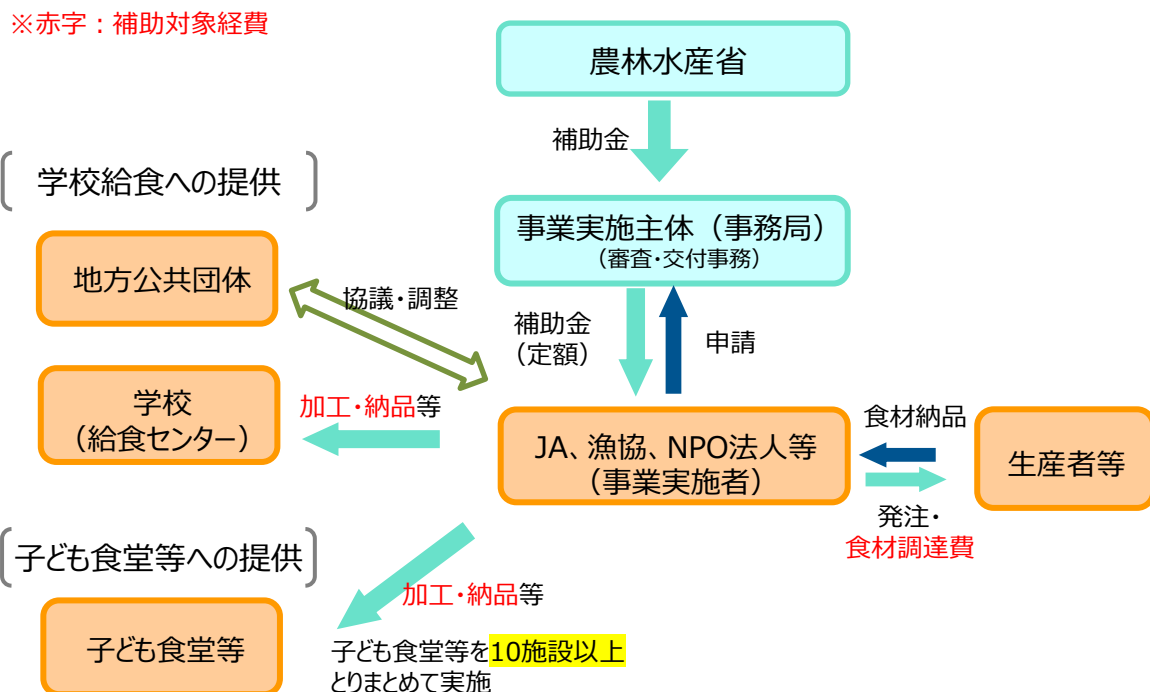
支援対象経費・補助率

※ 1次募集と2次募集の変更点は
黄色マーカー部分

学校給食・子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等
⇒定額（実費相当額）

事業の流れ

※ここには、事業実施者の一例を記載しておりますが、生産者等、実需者等と形成するコンソーシアムや子ども食堂の運営団体を含め、幅広い者が事業実施者になることができます。詳細は実施要領等をご確認下さい



留意点

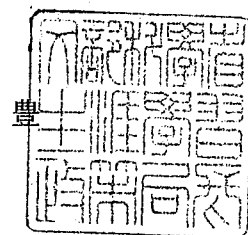
- ・支援対象は、対象農林水産物等やその生産活動についての理解増進に資する取組を行う学校給食、幼稚園、保育園、学童保育、子ども食堂及び子ども宅食の子ども世代への食材の提供です。
- ・1取組当たりの補助上限は1億円（子ども食堂等への提供は3,000万円）、下限は100万円（子ども食堂等への提供は50万円）です。
- ・1施設当たりの提供回数は各施設2回、各回1人あたりの対象農林水産物等の食材の調達上限単価は1,000円です。

※提供回数上限の各施設2回は、出し手（事業実施者）ベースでカウント

30文科生第267号
平成30年7月5日

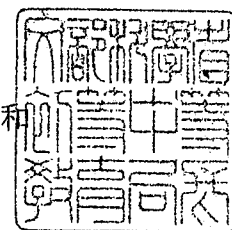
各都道府県知事
都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国立大学法人の長
小中高等学校を設置する学校設置会社
を所管する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省生涯学習政策局長
常盤



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



(印影印刷)

子ども食堂の活動に関する福祉部局との連携について（通知）

昨今、地域のボランティアが子供たちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組（子供に限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。）が、「子ども食堂」等の名称で各地にて開催されています。

こうした状況を踏まえ、この度、厚生労働省から各都道府県知事等宛に、子ども食堂の意義を確認しつつ、また地域住民、福祉関係者及び教育関係者に対し子ども食堂の活動への理解と協力を促すよう依頼するとともに、食品安全管理に関する留意事項等、子ども食堂の運営上留意すべき事項を運営者や関係者に周知するよう、別添のとおり通知

がなされました。

子ども食堂を含め、子供の育ちを支えるような地域における活動と、学校、社会教育施設や地域住民等が連携することは、学校、社会教育施設と地域が一体となって子供たちの成長を支援していく観点からも重要です。また、子供の安全と安心の観点から適切な配慮を行っている子ども食堂の活動は、地域における食育の観点からも意義があるものと考えられます。

については、貴職におかれましては、学校、公民館・青少年教育施設等の社会教育施設、PTA及び地域学校協働本部や、教育委員会等が実施する学習・体験活動等の事業関係者を通じて、困難を抱える子供たちを含む様々な子供たちに地域の子ども食堂の情報が行き届くよう、福祉部局と積極的な連携を図っていただくとともに、厚生労働省の通知の趣旨について、所管又は所轄の学校、域内の市町村教育委員会及び関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

【本件担当】

(全体について)

○生涯学習政策局

参事官(連携推進・地域政策担当)付企画係

03-5253-4111(内線3276)

(学校と福祉部局との連携について)

○初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室指導第一係

03-5253-4111(内線3299)

(学校における食育について)

○初等中等教育局

健康教育・食育課食育推進係

03-5253-4111(内線2095)

(社会教育施設、地域学校協働本部について)

○生涯学習政策局

社会教育課法規係

03-5253-4111(内線2977)

別添

子発 0628 第 4 号
社援発 0628 第 1 号
障発 0628 第 2 号
老発 0628 第 3 号
平成 30 年 6 月 28 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び 子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）

昨今、地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う、いわゆる子ども食堂（子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含みます。以下単に「子ども食堂」といいます。）が、各地で開設されています。

子ども食堂は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されます。

一方で、地域住民、福祉関係者の子ども食堂に対する関心が薄く、取組を進展させる機運の醸成が十分に図られていない地域や、学校・教育委員会の協力が得られないといった課題を抱えている地域もあるとの指摘があります。また、食品衛生などの面において、子ども食堂の運営者（以下「運営者」といいます。）の安全管理に関する取組の促進により、利用者や地域住民の子ども食堂に対する理解と安心感を醸成することが課題との指摘もあります。

こうした状況を踏まえ、本通知においては、子ども食堂の意義を確認しつつ、地域住民、福祉関係者及び教育関係者に対し、子ども食堂の活動に関する理解と協力を促すようお願いするとともに、子ども食堂における安全管理について留意すべき点を整理することとしましたので、御了知のうえ、子ども食堂の活動に関して運営者や関係機関との連携・協力を図るとともに、本通知の内容につき、運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されますよう、管内市区町村又は関係団体への協力

要請等よろしくお取り計らい願います。併せて、教育関係者に対しても周知されますよう、教育関係部局への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であること、厚生労働省医薬・生活衛生局に協議済みであること、同局から都道府県等衛生主管部局に情報提供していること、当方から内閣府、農林水産省及び文部科学省に情報提供済みであること、本通知の趣旨に関し文部科学省から都道府県教育委員会等に対して別途通知が行われることを申し添えます。

記

1. 子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進

(1) 子ども食堂の現状

現在、子ども食堂は全国各地で開設されており、その活動の在り方は、困難を抱える子どもたちへの支援を中心に活動するもの、地域の様々な子どもたちを対象とした交流拠点を設けようとするもの、「地域食堂」等の名称により、子どもたちに限らず、その他の地域住民を含めて対象とし、交流拠点を設けようとするものなど、多岐にわたります。

いずれの活動も、困難を抱える子どもたちを含め、様々な子どもたちに対し、食育や貴重な団らん、地域における居場所確保の機会を提供しているという意義を有しているものと認められます。

(2) 子ども食堂の活動への協力

厚生労働省においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、地域における取組への支援を進めています。

こうした観点から、(1) で示したような子ども食堂の意義について、行政のほか、子ども食堂を取り巻く地域の住民、福祉関係者及び教育関係者等が、運営者と認識を共有しながら、その活動について、積極的な連携・協力を図ることが重要です。このため、日頃から運営者等と顔の見える関係を築くよう努めるとともに、(3) や 2. (2) に掲げる事項について具体的な相談等を受けた場合には、運営者と連携を図りつつ、適切に対応いただくようお願いいたします。

この際、学校、公民館等の社会教育施設、PTA 及び地域学校協働本部や、教育委員会等が実施する学習・体験活動等の事業関係者を通じて、困難を抱える子どもたちを含む様々な子どもたちに地域の子どもの食堂の情報が行き届くよう、行政において、福祉部局と教育委員会等が連携し、子ども食堂の活動について情報共有を図るなど、ご協力をお願いいたします。

(3) 活用可能な政府の施策

厚生労働省において実施している以下のような施策と連携し、又は一体的に実施することで、子ども食堂の活動についてより効果的に展開することが期待されます。

各施策の詳細については、それぞれ別添をご参照ください。なお、こうした施策を一体的に実施した場合の費用の計上に関して、昨年3月に通知を発出しておりますので、併せてご参照ください（別添1参照）。

- ・ 母子家庭等対策総合支援事業における子どもの生活・学習支援事業（別添2参照）
- ・ 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業（別添3参照）
- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（別添4参照）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域活動支援センター事業（別添5参照）

また、内閣府においては、子どもの貧困対策の観点から、子ども食堂にも資する施策として以下を推進しています。各施策の詳細については、それぞれ別添をご参照ください。

- ・ 地域における総合的な支援体制の確立に向けた地方自治体の取組に活用できる地域子供の未来応援交付金（別添6参照）
- ・ マッチング・ネットワーク推進協議会を通じた企業等との連携の促進（別添7参照）

（4）参考資料

子ども食堂を地域に推進するために構成された「広がれ、こども食堂の輪！」全国ツアー実行委員会（事務局：一般社団法人全国食支援活動協力会）において、運営者や関係機関に対し、運営の在り方や支援に関する啓発を行うことを目的として、各種パンフレット（広がれ、こども食堂の輪！活動ガイドブック等）が作成されています（※1）。

また、農林水産省において、子ども食堂が抱える課題の解決や、食育の取組（共食の機会の提供、食文化の継承等）の充実に向けて、子ども食堂の取組に関心を持ち支援を考えている行政・団体関係者や地域の方々に活用いただくことを目的として、事例紹介などのパンフレットが作成されています（※2）。

子ども食堂の活動を理解するに当たり、適宜ご参照ください。

（※1）<http://www.mow.jp/archive.htm>（一般社団法人全国食支援活動協力会ホームページ）

（※2）<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomosyokudo.html>（農林水産省ホームページ）

2. 子ども食堂の運営上留意すべき事項

子ども食堂の運営上留意すべき事項として、以下の内容について、運営者等への周知を図っていただくようお願いいたします。

（1）食品安全管理に関して留意すべき事項

食中毒の発生防止のために、運営者、調理担当者等に向けて、守っていただきたい

い衛生管理のポイントを別添8のとおりまとめましたのでご参照ください。また、万一、食中毒が発生した場合、保健所に連絡を取るようお願いいたします。

(2) その他留意すべき事項

① 安全管理に関して留意すべき事項

子ども食堂の活動を始め、ボランティア活動中に不幸にして、怪我や食中毒等の事故が起きることがあります。万一の備えとして、個人や団体向けの保険に加入することが考えられます。保険加入については、最寄りの市区町村社会福祉協議会などで相談することが可能です。

② 生活困窮者自立支援制度との連携

運営者におかれては、その活動を通じて、生活に困窮する子どもや家庭を把握し、支援が必要と考えられる場合には、最寄りの生活困窮者自立支援制度の自立相談支援窓口にご連絡ください。

③ 社会福祉法人との連携

社会福祉法人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第24条第2項の規定に基づき、地域ニーズ等に応じて、自主性・創意工夫の下、「地域における公益的な取組」に取り組むこととされており、その一環として、地域住民の交流や協働の場の創出等（子ども食堂の運営を含みます。）に取り組んでいる場合があります。（別添9参照）

運営者におかれては、こうした地域の社会福祉法人の取組と連携して活動を展開していくことも効果的と考えられます。

④ 養育に支援が必要な家庭や子どもを把握した場合の対応

運営者におかれては、その活動を通じて、保護者の養育を支援することが必要と考えられる家庭や子どもを把握した場合、速やかに、市区町村の子育て支援の相談窓口又は児童相談所にご連絡ください。

なお、市区町村や児童相談所におかれては、相談を受けた場合は、関係機関が連携しながら早期に必要な支援を行うことができるよう、ご協力をお願いいたします。